

## 手話言語条例について

### 1 条例の名称

札幌市手話言語条例

### 2 経緯

- 平成 28 年 1 月に「手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」を設置し、条例に盛り込む内容等について検討。
- 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進については、平成 29 年 12 月に「障がい者コミュニケーション条例」を施行。
- 平成 30 年第 1 回定例市議会に条例案を提出。平成 30 年 3 月 6 日、本会議にて可決成立、同日公布・施行。

### 3 条例の概要

#### (1) 目的（第 1 条）

この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。

※ 手話の普及や利用促進については、「障がい者コミュニケーション条例」に基づき、各種の取組を実施。

## (2) 基本理念（第2条）

手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、また、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者がその他の者と等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。

## (3) 市の責務（第3条）

市は、(2)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するための施策を行うものとする。

## (4) 市民の役割（第4条）

市民は、基本理念に対する理解を深め、(3)の市の施策に協力するよう努めるものとする。

## (5) 事業者の役割（第5条）

事業者は、(3)の市の施策に協力するよう努めるものとする。

## (6) 附則

条例は公布の日から施行する。